

越生町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すため、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含めた近親者その他町長が認める者と生計が同一であり、愛情をもってその子等を養育し、又は扶養すると約束した家族の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを町長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする者の一方又は双方が性的少数者であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 町内に住所を有していること（宣誓の日から3か月以内に町内への転入を予定している場合を含む。）。
- (4) 民法734条又は第735条の規定により婚姻することができない者でないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場

合を除く。)

(5) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと又は宣誓をしようとする者以外の者と宣誓若しくはそれに類する行為をした状態にないこと。

(6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方又は双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、町職員の面前において自ら記入した越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を町長に提出することにより行うものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(2) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者について、職権調査によっては、前条第3号に規定する住所に関する要件を確認できないときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることができる。

4 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者に対し、本人の顔写真が貼付された個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許書、許可書、資格証明書その他町長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称名(氏名以外の呼称であつて社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領書等の交付)

第6条 町長は、宣誓書の提出があつたときは、第3条各号に掲げる宣誓の要件を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」

という。)に宣誓書の受領を証する書類(以下「受領書等」という。)を交付するものとする。

2 受領書等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるところにより交付するものとする。

(1) 越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書(様式第2号) 1組の宣誓につき、1枚を交付

(2) 越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(様式第3号) 宣誓者それぞれに対し、1枚を交付

3 前項の規定にかかわらず、町長は、宣誓書に記載されたファミリーシップ対象者が希望するときは、当該宣誓書に係る越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを交付することができる。

(受領書等の再交付)

第7条 宣誓者は、当該受領書等を破損し、又は紛失したときは、越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書(様式第4号)を町長に提出し、その再交付を受けることができる。

(宣誓書内容の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5号。以下「内容変更届」という。)を町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。

(2) 宣誓者の一方又は双方が、町内に転入し、又は町内で転居したとき。

(3) ファミリーシップ対象者の記載の追加をするとき。

(4) ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。

(5) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第3号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類又は町長が必要と認める書類

3 町長は、内容変更届の提出があったとき(第1項第2号に該当する場合を除く。)は、変更後の受領書等を当該宣誓者に交付するものとする。

4 町長は、変更後に受領書等を交付したときは、変更前の受領書等を回収するものとする。

(受領書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、越生町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届(様式第6号)を町長に提出し、受領書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を満たしていないとき。
- (4) 第4条第3項に規定する求めに応じず、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(遵守事項)

第11条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(周知等)

第12条 町長は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。